

諮問事項2 請願・陳情付託除外基準の拡大について
私人間の争いに関する陳情（民間紛争）を付託除外とする
及び
諮問事項5 請願・陳情の区議会HP上での公開について

1 諮問事項提案会派

(1) 諮問事項2

自民党

(2) 諮問事項5

公明党

2 提案理由

(1) 諮問事項2

個人的な財産権に関して、議会が態度表明することはなじまない。また、法的な条件を満たしているのであれば、議会の権限外であり、態度表明をすべきではないという理由から提案する。

(2) 諮問事項5

本件は、板橋区の情報公開条例における公文書原則公開の規定や、議会基本条例前文に「区民に開かれた、区民参加の議会」「徹底した情報公開」と謳っている理念に鑑みて、陳情の願意に拘束されることなく、議論を深め結論を出すべきである。よって、議会運営委員会の諮問事項として提案する。

3 9月30日の議会運営委員会での結論

付託除外基準の検討を含めて、本委員会で継続して議論を行うこととし、請願は先に公開することとした。

4 11月17日の議会運営委員会での結論

諮問事項2については、諮問事項5との関わりから、諮問事項とすることに合意した。

5 現状（付託除外基準の内容）

（１）係争中のもの、または調停中のもの

【説 明】現に係争中または調停中の事件に対して、議会が態度表明することはなじまない。

（２）郵便等で送付されたもののうち、住所、連絡先等が不明確で連絡がとれないもの

【説 明】住所、連絡先等が不明確な場合、提出した個人、団体が実在するのか、また明らかに本人の意思なのか確認ができない。更に、内容に不備、不明確な点があった場合の確認もできないため、審議に支障を来す事が考えられる。

（３）特定の個人、団体等を誹謗、中傷し、その名誉毀損、信用失墜の恐れがあると思われるもの

【説 明】公序良俗に反するような内容に対して、議会が態度表明することはなじまないと解する。

（４）既に願意が達成されているもの

【説 明】既に事業計画が決定している、または予算措置がされているもの。

（５）その他議会の審査になじまないと議長が判断するもの

6 基準に該当し、付託除外とした陳情の例

項目名	請願・陳情の例	時期
(1)係争中のもの、または調停中のもの	辺野古の埋め立て中止と普天間基地移設問題についての国民的議論を求める意見書の提出を求める陳情	H31. 1定
(2)郵便等で送付されたもののうち、住所、連絡先等が不明確で連絡がとれないもの	東京都板橋区議会災害対応の実効性向上を求める陳情	H30. 2定
(3)特定の個人、団体等を誹謗、中傷し、その名誉毀損、信用失墜の恐れがあると思われるもの	犯罪者・習近平の入国を禁止するよう国に意見書を提出するよう求める陳情	R 2. 2定
	公人である議員による一般人たる異論詠唱者への罵詈雑言攻撃の阻止を求めることに関する陳情	H30. 1定
(4)既に願意が達成されているもの	少なくとも平成14年以降、該当はないが、審査の途中で願意が達成され、取下げとなった例はある	
(5)その他議会の審査になじまないと議長が判断するもの	板橋区議会議員及び板橋区職員による動物殺処分施設の視察を求める陳情	H28. 2定

7 付託除外基準設置の経緯

- ・平成9年11月19日の議運理事会において、「請願・陳情の取り扱いについて」を諮問事項とすることに合意
- ・12月15日の議運理事会において、下命を受けた事務局が案を説明

	項目	理由
	(1)区関連施設以外の民間の施設（放送局等）又は区外の施設の設置に関するもの	請願・陳情の内容は、本来その団体の処理できる事務処理について、相応の措置を要望する事項であるべきである。よって、公共性、公益性が低く、更に区で計画、設置の権限が無いものについて議会が可否を表明することは馴染まないと解する。（ただし、意見書等はこの限りではない。）
合意	(2)係争中のものまたは、調停中のもの	現に係争中または調停中の事件に対して、議会が態度表明することは馴染まない。
	(3)マンション建築紛争等の私人間の争いに関するもの	個人の財産権に関して、議会が態度表明することは馴染まない。また、法的条件をクリアしているのであれば、議会の権限外であり、態度表明すべきでないとする。
	(4)特定の場所を指定し、買収を求めるもの	個人の財産権に係わる問題であり、また、救済されるべき「公権力の行使（作為）による不利益」が存在しないと解する。
	(5)同一委員の任期内で既に結果が出ている同趣旨の請・陳があり、その後特段に状況の変化がないと認められるもの	同一の委員構成でその後、特段に状況の変化がないのであれば、当該請願・陳情に対する委員会の判断は前回の判断と変わらないであろうと思われるため。
合意	(6)既に願意が達成されていると思われるもの	既に事業計画が決定している、または予算措置がされている等の状況がある場合、請願・陳情を提出する利益がない。また、既に願意が達成されている内容に対して、改めて議会が態度表明する必要はないと解する。
合意	(7)特定の個人、団体等を誹謗、抽象し、その名誉棄損、信用失墜の恐れがあると思われるもの	公序良俗に反するような内容に対して、議会が態度表明することは馴染まないとする。
合意	(8)郵便等で送付されたもののうち、住所、連絡先等が不明確で連絡がとれないもの	住所、連絡先等が不明確な場合、提出した個人、団体が実在するのか、また明らかに本人の意思なのか確認が出来ない。更に内容に不備、不明確な点があった場合の確認も出来ないため、審議に支障を来す事が考えられる。
合意	(9)その他議会の審査に馴染まない議長が判断するもの	

- ・平成10年4月24日の議運理事会及び議運において、正副議長の調停案として出た5項目について合意し、その他は引き続き協議
- ・平成10年5月15日の議員総会において決定

8 課題

請願・陳情をHP上で公開する場合は、その内容により、下記（１）～（４）の弊害が生じる恐れがある。

（１）個人情報の漏えい

①該当する可能性がある陳情の例

内容	該当箇所	審査結果
障害者虐待防止を求める陳情	昨年、区内のある〇〇〇〇において、理事長兼所長が女性の利用者に対し、数年にわたって性虐待を行っていたことが区に報告されました。	採択

②付託除外基準の例

- ・法令又は公序良俗に反するもの
- ・個人の秘密を暴露し、プライバシーを侵害するおそれのあるもの

（２）事実と異なる又は明らかでない内容を掲載することにより、風評被害が発生

①該当する可能性がある陳情の例

内容	該当箇所	審査結果
工場跡地の土壌調査を求める陳情	株式会社〇〇が板橋区〇〇にて操業していた〇〇工場の移転に伴い、空き地となった土地に全く草木が育成せず、土壌汚染の懸念があり、近隣住民が不安を持っています。	取り下げ
駅前広場計画に関する陳情	〇〇会の実態は、住民の意思が真に反映される構造になっていないという意味で、失礼ながら、身内ばかりのサクラ集団と言っても言い過ぎではないのです。	不採択

②付託除外基準の例

- ・特定の個人、団体等を誹謗、中傷し、その名誉棄損、信用失墜の恐れがあると思われるもの
- ・趣旨等が不明確なもの

（３）提出者の思想・信条を広めることに関与

①該当する可能性がある陳情の例

陳情の要旨	審査結果
政府に香港の自由と民主主義を守る行動を求めて、意見書提出を求める陳情	審議未了
自衛隊の自然災害に対する災害対応能力の向上を求めて、意見書提出を求める陳情	不採択
特定の国会議員が行った提言の実行を求める陳情	不採択
対外的情報省を設立する事を求める陳情	不採択

②付託除外基準の例

- ・意見書提出を求めるもの【諮問事項 12 として検討中】
- ・同一期間内（１～４定例会）でかつ、同趣旨で特段の変化がないもの
- ・国際紛争に関するもの
- ・外交問題に関するもの
- ・区内に住所を有しない者から提出されたもの

(4) 私人間の紛争に影響を与える

① 該当する可能性がある陳情の例

内容	該当箇所	審査結果
建築紛争に関する陳情	株式会社〇〇が所有権移転をした敷地の〇〇建物除去工事と(中略)の着工前に、まず近隣住民への挨拶が無く、(中略)近隣住民に対して十分な話し合い・事前協議せず、周知徹底せず、事前説明会を怠り、誠意と倫理観が全く無かった事に関し株式会社〇〇は不法行為として故意による地域近隣住民の権利や法律上保護されている利益を侵害して脅威を与えることを知りながら、なおかつ敢えて問題の解決を怠り、社会の秩序を維持尊重せず一方的にその行為をしたことは事実であります。	取り下げ
建築紛争に関する陳情	株式会社〇〇の工場解体におきましては、近隣住民に騒音・振動による一部周辺家屋損傷が散見されております。 株式会社〇〇側は、計画の修正には一切応じず、近隣住民の理解を求める努力を全く行っておりません。	取り下げ

② 付託除外基準の例

- ・私人間の紛争に関するもの

9 解決策

HP上での公開に適さないと考えられる陳情は、公開を原則とする議会における審査にもなじまないものと考えられることから、他区における付託除外基準の例等を参考に、付託除外基準の内容または運用の見直しを行う。

付託除外基準
法令又は公序良俗に反するもの
個人の秘密を暴露し、プライバシーを侵害するおそれのあるもの
趣旨等が不明確のもの
職員・議員の身分に関し、個別の処分を求めるもの
同一期間内(1～4定例会)でかつ、同趣旨で特段の変化がないもの
私人間の紛争に関するもの
区内に住所を有しない者(在勤・在学者は除く)から提出され、陳情の内容が区民生活、区政に関連しないもの
区内に住所を有しない者(在勤・在学者は除く)から提出されたもの
国際紛争に関するもの
外交問題に関するもの

※板橋区で採用済みの付託除外基準は除く。